

湯梨浜町 公園施設長寿命化計画

令和 4 年 1 2 月

湯梨浜町 生涯学習・人権推進課

1. 都市公園整備状況

(令和4年11月30日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
3 箇所	185,244 m ²	11.19 m ²

2. 計画期間〔2023年度(令和5年度)～2032年度(令和14年度)(10箇年)〕

3. 計画対象公園

① 種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
	2		1									3

② 選定理由

本計画は、子供や高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる公園とするため、所管する公園全てを対象とした。

4. 計画対象公園施設

① 対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
10	10	51	21	18	2	19

管理施設	その他	合計
109	1	241

② これまでの維持管理状況

これまでの維持管理は、近隣公園である東公園と東郷湖畔公園の2公園は町が直接管理している。

総合公園である東郷運動公園については指定管理者に管理運営を委託し、公園施設(建築物、遊戯施設、その他の公園施設等)を対象に、維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検を実施している。

簡易な補修や点検については、東公園、東郷湖畔公園は町が直接対応し、東郷運動公園は指定管理者の委託業務で実施している。町または指定管理者で対応が困難なものは業務委託で対応している。

遊戯施設については、定期点検として、年1回、一般社団法人全国支援協議会が認定

する「遊具点検士」の資格を有する者が点検し、その結果を点検簿に記録し、保管している。この点検により、危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修し、安全性が確認できない施設は利用禁止するとともに、周辺自治会を通して利用者等に周知している。

③ 選定理由

本町の公園は運動公園を除き開設から 30 年以上経過しており、2026 年には運動公園も開設から 30 年目を迎える。その間、適宜公園施設の更新を計ってきたが、更新が遅れがちとなっている。このため、対象公園の全施設を長寿命化計画の対象と設定する。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査は、令和 4 年 6 月から 7 月にかけて実施した。

① 一般施設、土木構造物、建築物

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。調査結果は以下に示すとおりである。

単位：施設

施設分類	健全度			
	A	B	C	D
一般施設	12	17	5	4
土木構造物		3	2	3
建築物	1	10	3	
各種設備			1	

② 遊具等

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）に基づく、専門資格者による安全点検結果を健全度調査結果として採用した。その際、構造部材・消耗品の劣化判定だけでなく、安全基準（ハザード）判定も考慮した判定結果（総合判定）を健全度判定として採用した。

なお、健康器具の説明表示板は事後保全としたため、点検は実施していない。

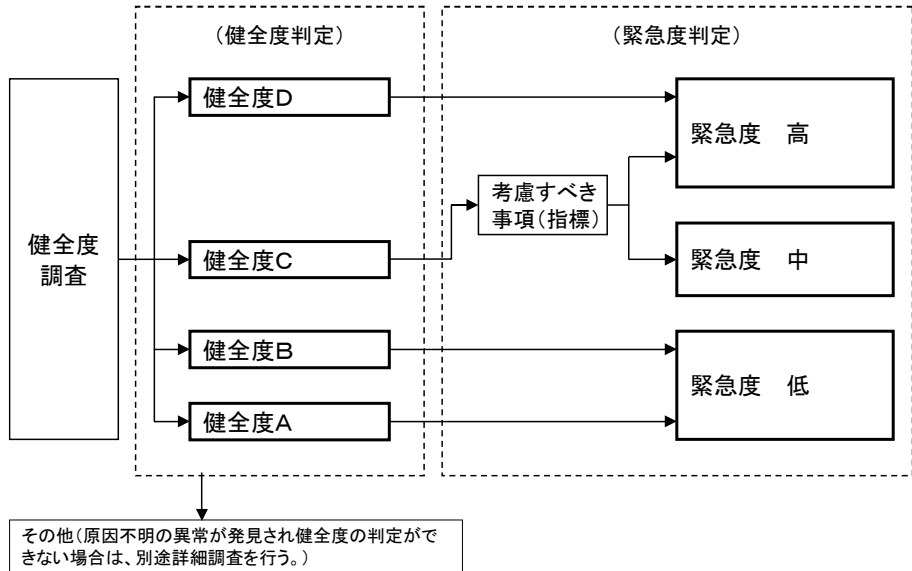
単位：施設

施設分類	健全度			
	A	B	C	D
遊具		9	6	1

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び下図に示すフローに従って判定した「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づき設定した。

なお、考慮すべき事項として、劣化の進行程度や安全基準への適合状況から遊具を優先とした。



出典：公園施設長寿命化計画策定指針（改定版）

単位：施設

施設分類	緊急度判定		
	高	中	低
一般施設	2		36
遊具	14		2
土木構造物			8
建築物			14
各種設備	1		

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を公園管理者及び指定管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常を把握した場合は、必要に応じて利用禁止とし安全性を確保する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修もしくは更新を判定する。

清掃等は、公園管理者及び指定管理者によるもののほか、地域に協力依頼を行う。

A. 一般施設、土木構造物、各種設備

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

また、対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

B. 遊具、建築物

日常点検により施設の劣化及び損傷を把握する。

施設の劣化や損傷を把握した場合、劣化や損傷の程度により必要な措置を行う。

5年に1回以上の健全度調査を実施し、対象施設の補修もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

② 公園施設の長寿命化のための基本方針

A. 予防保全型管理に分類した施設

機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、日常的な維持保全に加え、点検等定期的な健全度調査を行うとともに、計画的な補修、更新を行う。

- 健全度がC判定となった時点で速やかに適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- 遊戯施設については、日常的な点検により施設の劣化損傷状況を確認し、消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- 日常的な点検以外に5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- 使用見込み期間は、概ね処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とする。

B. 事後保全型管理に分類した施設

維持保全や日常点検、定期点検を実施し、劣化や損傷、異常、故障を把握し、求められる機能が確保できないと判断した時点で、撤去・更新を行う。

- 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

- ・使用見込み期間は、概ね処分制限期間が 20 年未満の施設は、処分制限期間の 2 倍、20 年以上 40 年未満の施設は、処分制限期間の 1.5 倍、処分制限期間が 40 年以上の施設は、処分制限期間の 1.0 倍を基本とする。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式 1 「総括表」、様式 2 「都市公園別」、様式 3 「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10 年間）【②+③】	1,280,139 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10 年間）	1,042,198 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10 年間）	237,941 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	128,014 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

『日常的な維持管理に関する基本方針』や『公園施設の長寿命化の基本方針』を基本とした年次計画に従い、公園を維持管理するが、照明施設の延命化や温暖化対策として LED 化を図るために設備投資が必要となるため、町全体で年間 2,183 千円のライフサイクルコストが増加することになる。

11. 計画の見直し予定

① 計画の見直し予定年度（西暦）

2027 年度

② 見直し時期、見直しの考え方

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。